

岩手県告示第769号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成20年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成21年3月1日
- 2 申請期間 平成20年11月11日から平成21年1月13日まで
- 3 存続期間 平成21年3月1日から平成25年8月31日まで

注 各漁場区域の表示している角度の度数は、不動物体（方位標）からの角度の度数をもって表示した。

公示番号 一区第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	あわび養殖業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市夏井町夏井地先（夏井）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第39号の1 久慈市侍浜町麦生第1地割44番地17の標識一備蓄

方位標 久慈市久慈港玉の脇外防波堤灯台の中心

ア点 基点第39号の1から方位標を見通した線を基準として303度1,590メートルの点

イ点 基点第39号の1から方位標を見通した線を基準として307度30分1,900メートルの点

ウ点 基点第39号の1から方位標を見通した線を基準として312度1,840メートルの点

エ点 基点第39号の1から方位標を見通した線を基準として310度1,500メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第153号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大浦地先（垂水）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第283号の1 下閉伊郡山田町船越焼石岩の標識

基点第285 下閉伊郡山田町船越垂水古店屋前小鼻の標識

方位標 下閉伊郡山田町山田笠ヶ鼻灯台の中心

ア点 基点第283号の1から方位標を見通した線を基準として314度150メートルの点

イ点 基点第283号の1から方位標を見通した線を基準として335度432メートルの点

ウ点 基点第285号から方位標を見通した線を基準として28度30分436メートルの点

エ点 基点第285号から方位標を見通した線を基準として9度30分146メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢、境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田、織笠、船越第6地割及び船越第18地割から第23地割まで

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。